

○厚生労働省告示第八十四号

検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二十三号）の施行に伴い、及び検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、昭和三十四年厚生省告示第四百四十三号（検疫法施行令別表第三の規定に基づき調査を行う区域のうち陸域の地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月十一日から適用する。

なお、改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する東京検疫所茨城空港出張所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

厚生労働大臣 長妻 昭

（「次のよう」略）